

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	1. 地球温暖化対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課長 鎌形 浩史		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)		平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※317ページ以降)	
政策(章)	2章 環境保全施策の体系	政策(章)	1章 低炭素社会の構築
施策(節)	1節 1 地球環境の保全		
その他関連する個別計画	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂) 低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月閣議決定)		

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために 1992 年(平成 4 年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。 京都議定書における 2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の温室効果ガス排出量 6%削減約束を確実に達成する。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考> ※エネルギー特別会計への繰入費は除く
	金額(単位:百万円)	35,131	42,855	81,830	
	一般会計	1,623	2,783	7,326	
	特別会計	33,509	40,072	74,504	
施策を構成する具体的手段	<p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。 業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策の実施。 <p>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。 <p>【京都メカニズム活用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有望な CDM(クリーン開発メカニズム)/JI(共同実施)案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施。 CDM/JI に関する途上国等人材育成支援。 				

③ 施策の方針に対する総合的な評価

<p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <p>2008 年度の温室効果ガスの総排出量は、12 億 8,200 万トンで、京都議定書の基準年比では 1.6%上回っているが、2007 年度比では、6.4%減少。ここから、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 森林経営による吸収量確保の目標 (基準年排出量の約 3.8%) ② 政府としてのクレジット取得の目標 (基準年排出量の約 1.6%) ③ 電気事業連合会が 2008 年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(約 6,400 万トン) (基準年排出量の約 5.0%) <p>を差し引くと、-8.8%となり、2008 年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもと</p>

で、京都議定書の目標達成の目安に達している。これは金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴い、産業部門の生産活動が低下した影響が大きいと考えられる。しかし、温暖化対策の進展による効果も一定程度現れていると考えられ、例えば、運輸部門における燃費改善の効果や業務・家庭部門における省エネ機器の導入の効果等が現れ始めているといえる。温室効果ガスの種類別でみると、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等 3 ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っている。しかしながら、エネルギー起源二酸化炭素については、平成 20 年度で基準年比 7.5%増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。今後、景気回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

条約事務局に提出した補足情報として、我が国における京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量を算定した結果、2008 年度は 4,400 万トン(二酸化炭素換算)の吸収(森林 4,330 万トン、都市緑化等 70 万トン)となった。これは、基準年総排出量(12 億 6,100 万トン)の 3.5%に相当する(うち森林吸収源対策による吸収量は 3.4%に相当)。

【京都メカニズム活用の推進】

平成 21 年度は約 4,150 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。



④今後の主な課題

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

- 我が国は「コペンハーゲン合意」に基づき、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020 年までに 1990 年比 25%削減するとの中長期目標を提出している。更に、世界全体の排出抑制については、7 月に行われたG8ラクイラサミットにおいても、産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が 2°Cを超えないようにすべきとの広範な科学的知見を認識するとともに、2050 年までに世界全体の排出量の少なくとも 50%の削減を達成すると目標をすべての国と共有することを改めて表明し、その一部として、先進国全体で温室効果ガスの排出を 2050 年までに 80%またはそれ以上削減すると目標を支持する旨、首脳文書に盛り込まれたところ。これらの目標達成に向けて、低炭素社会の構築を図る必要がある。
- 京都議定書の第一約束期間においても、これらの中長期目標の達成も視野に入れつつ、京都議定書の6%削減達成に向けた取組を行うことが必要であり、両者を一体的に検討していく必要がある。
- 国内削減の大枠を決める地球温暖化の国際交渉についても、科学的知見を踏まえ、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を目指し、国際的にリーダーシップを発揮していく必要がある。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

- 次期枠組み(2013 年以降)の下での吸収源の取扱いについて、国際交渉に的確に対応するとともに、有力なオプションについては予備的に検討を行うことにより、基本ルール合意後になされるガイドライン等の作成の際に我が国の実状を反映させる。

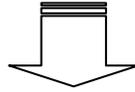
【京都メカニズム活用の推進】

- 政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する必要がある。また、それに向けて必要な予算を確保する必要がある。

【気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集や調査研究】

- 地球温暖化対策の推進にあたっては、緩和策とともに、避けられない影響への適応が重要であり、情報・知見の収集、対応の方向性等の検討が急がれる。このため、適応に関する情報収集に加え、影響等の評価や関係府省との連携した適応の方向性の検討、関連統計の作成、当該統計情報の発信を行う必要がある。
- このため、今後、地球温暖化に伴う我が国全体及び自治体レベルでの影響の定量的評価、自治体レベルで利用可能な簡易的な脆弱性・影響・適応効果評価手法及び適応策立案手法の開発を進める必要がある。
- また、地方公共団体も含め我が国の適応策に関する知識や取り組みは十分とは言えない。適応の方向性や分野横断的

な共通事項を検討し、これを示すことにより国や地方公共団体における適応に関する意識向上、知識の蓄積及び適応策の実施を支援する必要がある。



⑤今後の主な取組

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

- 我が国における、地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにし、環境と成長が両立した「エコ社会」の実現に向けた第一歩を踏み出していくために、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める法案の早期成立を図る。
- 我が国の中長期目標達成のため、京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討などを着実に進める。
- 6%削減約束の確実な達成のため、京都議定書目標達成計画に基づき対策・施策を着実に実施する。
- 温暖化対策の推進に関する法律に基づき、以下の対策を進める。
 - ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用により、事業者の自主的な排出抑制のための取組の推進を図る。
 - ・日常生活から排出される温室効果ガス排出量の「見える化」の推進による削減効果の実証を行い、効果的な削減に結びつく情報提供の在り方を検討するとともに、各家庭の温室効果ガス排出実態に応じた削減行動を支援し、環境コンシェルジュ制度の検討を行う。
 - ・温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。
 - ・地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進するため、地方公共団体実行計画の策定及び実施を支援する。
- 国際的には、平成 21 年 12 月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15) において、米中等が参加し、途上国支援を含む、「コペンハーゲン合意」が作成された。この「コペンハーゲン合意」を基礎に、2013 年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みの採択に向けて、国際交渉の前身に貢献する。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

- GPG-LULUCF に則って吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行い、我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、吸収量目標の達成が確実となる体制の構築に資する。
- 時期枠組み (2013 年以降) の下での吸収源の取扱いについて、国際交渉に的確に対応するとともに、有力なオプションについては予備的に検討を行うことにより、基本ルール合意後になされるガイドライン等の作成の際に我が国の実情を反映させる。

【京都メカニズム活用の推進】

- 京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有する NEDO に京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム (GIS) 等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 1-1		国内における温室効果ガスの排出抑制							
		<p>2008年(平成20年)から2012年(平成24年)のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年(平成2年)の水準から基準年総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。</p> <p>また、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の代替フロン等3ガスの排出量を1995年(平成7年)の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。</p>							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ		1章2節 地球温暖化防止に向けた国内対策							
関係課・室		地球温暖化対策課、市場メカニズム室、環境保全対策課フロン等対策推進室							
指標の名称及び単位		①エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO ₂ 換算ト]] ②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO ₂ 換算ト]] ③代替フロン等3ガスの排出量[CO ₂ 換算ト]] ④1世帯当たりの二酸化炭素排出量[kg-CO ₂ /世帯] ⑤業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[kg-CO ₂ /㎡]							
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	12億0,300万	11億8,500万	12億1,800万	11億3,800万	調査中	H20~24年度の平均	10億7,600万~10億8,900万	
	②	1億2,990万	1億2,770万	1億2,640万	1億2,000万	調査中		1億3,200万	
	③	2,200万	2,400万	2,410万	2,360万	調査中		3,100万	
	④	3,409	3,205	3,436	3,234	調査中			
	⑤	134	132	135	129	調査中			
目標を設定した根拠等		基準年	①、②1990年(平成2年) ③1995年(平成7年)		基準年の値	①10億5,900万 ②1億5,100万 ③5,120万			
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)						
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>2008年度の温室効果ガスの総排出量は、12億8,200万トンで、京都議定書の基準年比では1.6%上回っているが、2007年度比では、6.4%減少。ここから、</p> <p>① 森林経営による吸収量確保の目標 (基準年排出量の約3.8%)</p> <p>② 政府としてのクレジット取得の目標 (基準年排出量の約1.6%)</p> <p>③ 電気事業連合会が2008年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(約6,400万トン) (基準年排出量の約5.0%)</p> <p>を差し引くと、-8.8%となり、2008年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標達成の目安に達している。これは金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴い、産業部門の生産活動が低下した影響が大きいと考えられるが、一方で、温暖化対策の進展による効果も大きいと考えられ、例えば、運輸部門における燃費改善の効果や業務・家庭部門における省エネ機器の導入の効果等が現れ始めているといえる。温室効果ガスの種類別で見ると、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っている。しかしながら、エネルギー起源二酸化炭素については、平成20年度で基準年比7.5%増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。</p> <p>【必要性】</p> <p>京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事</p>							

業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。

【有効性】

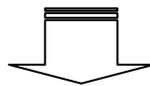
京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成21年7月 地球温暖化対策推進本部幹事会)によれば、大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。

また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が、総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。

【効率性】

平成 21 年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは5,385億円であり、このうち環境省の予算は398億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点を重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。

また、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業所における削減ポテンシャルを引き出すことを目的として、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)を実施している(平成 21 年度末時点で約 303 社が参加)。参加事業者は、自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用し、結果として費用効率的かつ確実な排出削減が実施された。

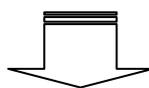


<今後の展開>

- 我が国は、「2050年に80%削減」という長期目標と、前提条件付きの「2020年に1990年比25%削減」という中期目標を掲げている。京都議定書の6%削減を目指すに当たっては、こうした中長期目標の達成も視野に入れつつ行うことが必要であり、両者を一体的に検討する。
- 京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、平成22年3月に国会に提出された地球温暖化対策基本法案の基本的施策である、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度などを盛り込んだ新たな基本計画、実施計画を策定する。
- 国内排出量取引制度については、地球温暖化対策基本法案において、キャップ・アンド・トレードの創設が盛り込まれ、そのための法制上の措置について、基本法の施行後1年以内を目途に成案を得ることされた。この政府としての方針に従い、次期通常国会への法案の提出に向け、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の運用等により更なる経験・知見の蓄積を進めながら、具体的な制度設計の検討を進める予定。

目標 1-2	森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保
	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	1章2節 地球温暖化防止に向けた国内対策

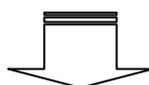
関係課・室	総務課研究調査室								
指標の名称及び単位	①温室効果ガスの吸収量[CO ₂ 換算ト]								
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値		
指標	①	3,540万	3,790万	4,070万	4,400万	集計中	H20～24年度の平均	4,767万	
目標を設定した根拠等	基準年	—		基準年の値	—				
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)							
評価・分析	<p>【達成の状況】 2009年5月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。</p> <p>【必要性】 京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、1,300万炭素トン(3.8%)を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。</p> <p>【有効性】 最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することにより、土地転用に伴う土壌炭素ストック変化や、農地土壌への石灰施用に伴うCO₂排出などに関する算定方法に改善が見られた。</p> <p>【効率性】 森林吸収源について、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。</p>								



<p><今後の展開></p> <p>○我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量1,300万炭素トン(3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、平成20年5月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成20～24年)に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。</p>

目標1-3	<p>京都メカニズム活用の推進</p> <p>我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)に相当するクレジットを取得する。</p>							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	1章1節 地球温暖化対策に係る国際的枠組みの下での取組							
関係課・室	地球温暖化対策課市場メカニズム室							
指標の名称及び単位	①クレジット取得量[CO ₂ 換算ト]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	—	約597万(※契約量)	約1,625万(※契約量)	約3,209万(※契約量)	約4,150万(※契約量)	H18年度からH25年度までの累積量	約1億

目標を設定した 根拠等	基準年 根拠等	— 京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月策定、平成 20 年 3 月全部改訂)	基準年の値	—
評価・分析	【達成の状況】	平成 21 年度は約 4,150 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。		
	【必要性】	京都議定書の約束達成のため、温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお不足する差分が見込まれる。この差分について、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。		
	【有効性】	アジア地域及び中南米・中東・アフリカの一部において、約 20 件の CDM/JI プロジェクトに対する実現可能性調査を実施し、この成果物をウェブサイト「CDM/JI 事業調査結果データベース」で公表した。また、コベネフィット型 CDM プロジェクト形成の促進に向けた検討作業及び民間事業者向け情報発信・提供活動を実施するため、「京都メカニズム情報プラットフォーム」を開設・運用し、月約 15000 件のアクセスを受けた。さらには、能力構築事業対象国である中国・インド・インドネシア・フィリピン・タイ・カンボジアに対し、政府 DNA(国家指定機関)向け審査手続・政策立案支援等、地方自治体向け CDM 普及啓発及びプロジェクト形成支援等、民間事業者向け CDM プロジェクト発掘・形成支援等を実施した。国内の体制整備に関しては、国別登録簿安定的な運用を継続して行うとともに、電子政府の総合窓口(e-Gov)等との連携等、利便性向上に努めた。 クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成 21 年度は約 4,150 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。		
	【効率性】	クレジットの調達に当たっては、①京都メカニズムに関する専門知識、②CDM/JI プロジェクトの質を評価できるだけの知見、③事業性やファイナンス面の知識経験等を有する NEDO を活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。		



<今後の展開>
○2013 年(平成 25 年)度までに約 1 億トン CO ₂ 分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成 22 年度も 2013 年(平成 25 年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。

⑦予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な法律・税制等				
○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)				
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)				
目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)	H 21	H 22	H23 反映
1-1	①気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	73	83	→
	②地球温暖化対策推進法施行推進経費等	55	46	↑
	③温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等(一般会計)	21	16	↓

④温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等(エネルギー特区)	129	87	↓
⑤温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	253	292	↑
⑥地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務	70	70	×
⑦小水力発電による市民共同発電実現可能性調査等	122	0	—
⑧次期国際枠組みづくり推進費	137	137	→
⑨低炭素社会国際研究ネットワーク事業	118	118	↓
⑩低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費	150	203	×
⑪温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業等	2,214	0	—
⑫家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業	1,500	0	—
⑬洋上風力発電実証事業(H23エネルギー特区に変更)	0	100	—
⑭再生可能エネルギー二酸化炭素削減効果検証費	0	25	↓
⑮国内排出量取引制度導入準備経費(H23エネルギー特区に変更)	0	234	—
⑯地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ精緻化検討費	0	0	新
⑰国内排出削減・吸収プロジェクト開拓支援事業	0	0	新
⑱国連事務総長気候変動イニシアティブ拠出金	0	0	新
⑲地方公共団体対策技術率先導入補助事業	900	300	→
⑳省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	160	160	↑
㉑地域協議会民生用機器導入促進事業(22年度「地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入促進事業」)	340	326	×
㉒エコ住宅普及促進事業	100	0	—
㉓省エネ製品買換え促進事業	301	0	—
㉔低炭素社会づくり推進事業(チャレンジ25国民運動関連事業費)等	1,914	1,019	→
㉕国内排出量取引推進事業	2,500	2,000	↑
㉖地域で活動するNGO・NPO等支援事業費等	1,078	638	↓
㉗複数事業者連携等による排出削減対策評価事業	30	0	—
㉘温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業	160	175	↓
㉙カーボン・オフセット推進事業	146	189	↑
㉚太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業	1,000	711	×
㉛エコ燃料実用化地域システム実証事業費(H23統合:1-1㉛)	1,861	2,506	↑
㉜エコ燃料利用促進補助事業(H23名称変更:エコ燃料実用化地域システム実証事業費)(統合:1-1㉜)	500	450	—
㉝低炭素社会モデル街区形成促進事業(うち「省CO2型街区形成促進事業」)	200	150	×
㉞地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)等	4,155	5,022	↑
㉟二酸化炭素海底地層貯留技術開発事業	156	124	×
㊱廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業(再掲4-3)	50	29	×
㊲廃棄物処理施設における温暖化対策事業(再掲4-3)	2,167	1,300	↑
㊳低公害車普及事業及び地方公共団体等の保有する塵芥車、ゴミ運搬車等の低公害化(再掲3-1)	647	145	↑

	㊸船舶の省CO2 対策の推進に向けたモデル事業(再掲3-1)	55	30	×
	㊹クールシティ中枢街区パイロット事業(再掲3-2)	700	350	×
	㊺EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(再掲3-1)	135	0	—
	㊻エコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進事業	360	340	×
	㊼地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業	23	0	—
	㊽環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	235	350	↑
	㊾地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業	100	0	—
	㊿低炭素地域づくり面的対策推進事業(再掲8-2)	950	630	↓
	④⑥サステナブル都市再開発促進モデル事業	40	40	→
	④⑦「学校エコ改修と環境教育事業」のうち、「地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業」(エネルギー特会)分(再掲8-4)	389	530	↑
	④⑧「地域グリーンニューディール基金の創設」「中核市・特例志グリーンニューディール基金の創設」のうち、エネ特会(21年度1次補正)分	27,500	0	—
	④⑨「無利子融資事業」のうち「京都議定書目標達成特別支援無利子融資事業」(エネ特会、21年度1次補正)分	4,500	0	—
	⑤⑩温暖化影響情報集約型CO2 削減行動促進事業(再掲5-2)	100	100	×
	⑤⑪温泉施設における温暖化対策事業(再掲5-5)	184	50	↑
	⑤⑫風力発電施設に係る適性整備推進事業(再掲5-3)	172	0	—
	⑤⑬民生部門排出抑制促進事業	0	201	→
	⑤⑭サプライチェーンにおける排出量算定事業費	0	29	↑
	⑤⑮火力発電所リプレース促進モデル事業	0	40	↑
	⑤⑯風力発電施設に係る希少野生生物共生推進事業	0	20	↑
	⑤⑰国際再生エネルギー機関分担金	0	49	↑
	⑤⑱家庭・事業者向けエコリース促進事業(再掲8-1)	0	0	新
	⑤⑲環境コンシェルジュ事業	0	0	新
	⑥⑰チャレンジ25地域づくり事業	0	0	新
	⑥⑱海底下CCS実施のための海洋調査事業	0	0	新
	⑥⑲洋上風力発電実証事業	0	0	新
	⑥⑳家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業	0	0	新
	⑥㉑再生エネルギー地域推進体制構築事業	0	0	新
	*フロン等対策推進調査費等(再掲2-1①)	—	—	—
1-2	①森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	46	46	↓
1-3	①京都メカニズム運営等経費	165	96	↑
	②温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費	18	18	↑
	③京都メカニズムクレジット取得事業費(一般会計)	2,383	2,355	↓
	④京都メカニズムクレジット取得事業費(エネ特会)	19,278	19,057	↓
	⑤京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業	818	807	↑
	⑥コベネフィットCDMモデル事業	466	704	↑

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
1-1-⑥	事業を一旦廃止したうえで、関連業務と整理統合し、効率的な事業実施に努めるべき	事業を一旦廃止し、他事項の「地球温暖化対策推進法施行推進経費」と併せて事業内容の整理統合を行い、概算要求額を減額。
1-1-⑩	事業内容を刷新したうえで、効率的な事業実施に努めるべき。	一旦廃止したうえで、これまでの成果等を踏まえ、中期ロードマップの精緻化のための経費を新たに要求。
1-1-㉑	地域協議会の設立という点での所期の目的が達成されたこと、及び、国と地方の事業の役割分担に関する議論を踏まえ、廃止	廃止
1-1-㉒	所期の目的が達成されたため廃止	廃止
1-1-㉓	所期の目的が達成されたため廃止	廃止
1-1-㉔	所期の目的が達成されたため廃止	廃止
1-1-㉕	当該事業については平成 22 年度限りで廃止	廃止
1-1-㉖	当該事業については平成 22 年度限りで廃止	廃止
1-1-㉗	当該事業については平成 22 年度限りで廃止	廃止
1-1-㉘	所期の目的が達成されたため、当該事業については廃止	廃止
1-1-㉙	当該事業については平成 22 年度限りで廃止	廃止

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p>○施政方針演説:第 156 回国会(平成 15 年 1 月 31 日)、第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日) 第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)、第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日) 第 165 回国会(平成 18 年 9 月 29 日)、第 166 回国会(平成 19 年 1 月 26 日) 第 169 回国会(平成 20 年 1 月 18 日)、第 170 回国会(平成 20 年 9 月 29 日) 第 171 回国会(平成 21 年 1 月 28 日)、第 174 回国会(平成 22 年 1 月 29 日)</p> <p>○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003(平成 15 年 6 月 27 日) ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日) ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日) ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月 7 日) ○経済財政改革の基本方針 2007(平成 19 年 6 月 19 日) ○経済財政改革の基本方針 2008(平成 20 年 6 月 27 日) ○経済財政改革の基本方針 2009(平成 21 年 6 月 23 日)</p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p>○内閣府・金融庁・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省・防衛省</p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	方針	温室効果ガスの総排出量
	1-1-①	エネルギー起源二酸化炭素の排出量
	1-1-②	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量

	1-1-③	代替フロン等3ガスの排出量
	1-1-④	(間接)1世帯当たりの二酸化炭素排出量
	1-1-⑤	(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量
	1-2-①	温室効果ガスの吸収量
	1-3-①	クレジット取得量
指標の解説	1-1-①: 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-②: 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-③: 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-④: 温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-1-⑤: 温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-2-①: 森林等による温室効果ガスの吸収量 1-3-①: NEDO が公表している契約量	
評価に用いた資料等	1-1-①～⑤: 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-2-①: 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-3-①: NEDO プレスリリース資料	



指標に影響を及ぼす外部要因	1-1-①: 経済成長率、鉱工業生産指数、貨物輸送量、業務床面積等 1-1-②: セメント生産量、家畜飼育頭数等 1-1-③: 経済成長率等 1-3-①: 国際情勢等
---------------	--